

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日休むときは、  
翌日の翌日)

目次  
◇規則 鳥取県管境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則

## 規則

鳥取県管境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第八十一号

鳥取県管境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則

鳥取県管境港魚市場管理規則 (昭和三十七年九月鳥取県規則第四十六号) の全部を改正する。

### 目次

- 第一章 総則 (第一条—第六条)
  - 第二章 市場関係事業者
    - 第一節 卸売業者 (第七条—第九条)
    - 第二節 買受人 (第十条—第十二条)
  - 第三章 売買取引及び決済の方法 (第十三条—第二十三条)
  - 第四章 雑則 (第二十四条—第二十九条)
- 附則
- 第一章 総則

### (目的)

第一条 この規則は、鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例 (昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号。以下「条例」という。) の規定に基づき、鳥取県管境港水産物地方卸売市場 (以下「市場」という。) の管理に関する事項を定めることを目的とする。

### (市場の位置及び面積)

第二条 市場の位置及び面積は、次のとおりとする。

位 置	面 積
境港市栄町	七、六六二平方メートル

### (取扱品目)

第三条 市場の取扱品目は、生鮮水産物及びその加工品 (以下「水産物」という。) とする。

### (開場の期日)

第四条 市場は、次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。

一 一月一日から同月三日まで  
二 毎太陰月十七日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休場し、又は開場することができる。

(開場の時間)

第五条 市場の開場時間は、午前四時から午後七時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(臨時休場等の周知)

第六条 知事は、第四条第二項の規定により臨時に市場を休場し、若しくは開場するとき、又は前条ただし書の規定により市場の開場時間を変更するときは、あらかじめ、その旨を掲示して関係者に周知させなければならない。

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者

(利用の許可の申請)

第七条 市場において卸売の業務を行なうため条例第三条の許可を受けようとする者は、様式第一号による許可申請書を知事に提出しなければならない。

(業務の廃止の届出)

第八条 市場において卸売の業務を行なうため条例第三条の許可を受けた者(以下「卸売業者」という。)は、市場における卸売の業務を廃止するときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。(利用の許可の取消し)

第九条 知事は、卸売業者が次の各号の一に該当するときは、条例第三条の許可を取り消すことができる。

- 一 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十五条の規定により卸売の業務の許可を取り消されたとき。
- 二 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分違反したとき。
- 三 売買取引に関し不正な行為をしたとき。

第二節 買受人

(買受人の承認)

第十条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、様式第二号による承認申請書に、当該卸売を受けようとする卸売業者の同意書を添附して知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の承認を受けようとする者がその業務を行なうのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認めるときは、同項の承認をしてはならない。

(名称変更等の届出)

第十一条 前条第一項の承認を受けた者(以下「買受人」という。)は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名、名称若しくは商標又は住所を変更したとき。
- 二 法人である場合にあっては、資本若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

三 その業務を廃止したとき。

(承認の取消し)

第十二条 知事は、買受人がその業務を行なうのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第十条の承認を取り消さなければならぬ。

2 知事は、買受人が次の各号の一に該当するときは、第十条の承認を取り消すことができる。

一 この規則の規定又はこれに基づく処分を違反したとき。

二 売買取引に関し不正な行為をしたとき。

三 正当な理由がなく引き続き三月以上その業務を休止したとき。

第三章 売買取引及び決済の方法

(せり売又は入札の原則)

第十三条 卸売業者は、市場において行なう卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、相対売又は定価売の方法によることができる。

一 別表に掲げる水産物で卸売業者があらかじめ相対売又は定価売による旨を表示したものの卸売をするとき。

二 次に掲げる場合でせり売又は入札の方法によることが適当でないこと認められるとき。

イ 災害が発生したとき。

ロ 水産物の入荷が遅延したとき。

ハ 卸売の相手方が少数であるとき。

ニ せり売又は入札の方法による卸売により残品が生じたとき。

三 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した水産物の卸売をするとき。

(販売の方法の周知)

第十四条 卸売業者は、市場における卸売のための販売をするときは、あらかじめ、その方法を定めて関係者に周知させなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

(指値のある受託物品の表示)

第十五条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けをした水産物(以下「受託物品」という。)に指値があるときは、その販売前に、その旨を表示しなければならない。

(卸売の相手方の制限)

第十六条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

一 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された水産物が買受人にとつて品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがあるとき。

二 買受人に対して卸売をした後残品を生じたとき。

(売買取引の制限)

第十七条 知事は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号の一に該当するときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

一 談合その他不正な行為があると認められたとき。

二 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認められたとき。

(受託物品の検収等)

第十八条 卸売業者は、受託物品の受領にあつては、検収を確実に行うとともに、受託物品の種類、数量、等級、品質等をその委託者に通知しなければならない。

(委託手数料の制限)

第十九条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から受託物品の卸売金額の百分の五をこえる額の委託手数料を收受してはならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第二十条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の引受けについて、その委託者から前条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(仕切及び送金)

第二十一条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、その委託者に対し、当該卸売をした日の翌日までに売買仕切書を送付するとともに、すみやかに売買仕切金を送付しなければならない。

2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした受託物品の種類、数量、等級、品質及び価格を正確に記載しなければならない。

(買受代金の支払)

第二十二条 買受人は、卸売業者から卸売を受けたときは、その物品の引渡しを受けた日から二十四日以内に、卸売業者に対し、買受代金を支払わなければならない。ただし、買受代金の支払についての特約があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の特約は、他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであつてはならない。

(入荷数量等の報告)

第二十三条 卸売業者は、毎日の主要な品目について、入荷数量をその日の卸売の開始時までに、卸売の数量及び価格をその日の卸売の終了後すみやかに知事に報告しなければならない。

#### 第四章 雑則

(荷さばきの業務のための利用の許可の申請)

第二十四条 市場において水産物の荷さばきの業務を行なうため条例第三条の許可を受けようとする者は、様式第三号による許可申請書を知事に提出しなければならない。

(行為の制限等)

第二十五条 市場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 市場の施設設備をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為をすること。

二 衛生上有害な物品を搬入すること。

三 市場の秩序を乱し、又はそのおそれがある行為をすること。

四 その他市場の機能をそこなうおそれがある行為をすること。

2 知事は、前項の規定に違反した者に対し、当該行為を制止し、又は市場からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

(き損又は滅失の届出)

第二十六条 市場の施設設備をき損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならない。

(報告の徴収)

第二十七条 知事は、条例又はこの規則の施行に必要な限度において、卸売業者又は買受人に対し、その業務又は財産に関し報告又は資料の提出

を求めることができる。

(監督処分)

第二十八条 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるとき認めるときは、卸売業者、買受人その他市場の入場者に対し、必要な措置をとるべきことを命じ、又は必要な指示をすることができる。

(使用料の減免)

第二十九条 条例第五条の使用料の減免は、水産物の流通の合理化を図るため知事が特に必要と認めるときに限り行なうことができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中魚市場長の項を次のように改める。

水産物地方卸売市場長

一 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十

三条の規定による入荷数量等の公表

二 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に

関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)

第三条の規定による水産物の荷さばきの業務のための

市場の利用の許可

三 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の管理に関する規

則(昭和四十七年十二月鳥取県規則第八十一号)に基

別表

一 冷凍水産物(市場で解凍して卸売するものを除く。)及び生鮮水産

物の加工品(湯煮又は焼干したものを除く。)

二 淡水魚類、ふぐ、貝類(かき類を除く。)、いせえび・ざりがにに類、

しやこ類、あみ類、うに・なまこ類、さめ類その他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、練製品の原料用等の加工用等限られた特殊な用途に供される水産物

づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第二項の規定による市場の臨時の休場又は開場の決定

(二) 第五条ただし書の規定による市場の開場時間の変更

(三) 第十七条の規定による売買の差止め又はせり直し等の命令

(四) 第二十五条第二項の規定による違反行為の制止又は市場からの退去等の命令

(五) 第二十六条の規定による市場の施設設備をき損した場合等の指示

(六) 第二十七条の規定による卸売業者等に対する業務等に関する報告等の要求

(七) 第二十八条の規定による卸売業者等に対する必要な措置をとるべきことの命令又は必要な指示

様式第1号

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場利用 (卸売の業務) 許可申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、鳥取県宮境港水産物地方卸売市場を利用したいので、許可して下さるよう申請します。

年 月 日

住 所  
氏 名

㊟

(法人にあつては、名)  
(称及び代表者氏名)

記

利 用 の 目 的	
利 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
卸売市場法第58条の許可	許可番号 許可年月日
その他参考事項	

様式第2号

買 受 人 承 認 申 請 書

職 氏 名 殿

下記のとおり、鳥取県宮境港水産物地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けたいので、承認して下さるよう申請します。

年 月 日

住 所  
氏 名

㊟

(法人にあつては、名)  
(称及び代表者氏名)

記

年間の買 受見込み	買 受 品 目	生 鮮 水 産 物	水 産 加 工 品
	数 量		
過去1年間 の買受実績	金 額	円	円
	買 受 品 目	生 鮮 水 産 物	水 産 加 工 品
商 標	数 量		
	金 額	円	円
申請が法人 である場合	発 出 本 資 又 は 額		円
	役員の名		
卸売の氏名	卸売を受けける卸売業者		

様式第3号

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場利用(荷さばきの業務)許可申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、鳥取県宮境港水産物地方卸売市場を利用したいので、許可して下さるよう申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名)  
(称及び代表者氏名)

記

印

利 用 の 目 的	
利 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
荷さばきの予定数量	
そ の 他 参 考 事 項	